木造住宅除却事業補助金申請書の添付書類に関する注意事項

対象住宅：A　耐震診断の評点が０．７未満のもの　→　下記の点にご注意ください。

対象住宅：B　市長が特に除却を必要と認めるもの　→　下記の点にご注意いただき、申請される前に事前に、お問い合わせください。

耐震診断の受診者本人が補助金を申請する場合は提出不要です。

1　対象住宅の所有者であることが確認できるもの

所有者の確認は、原則登記事項証明書（建物）にて行います。

⑴　相続登記がなされていない場合

対象住宅の法定相続人を補助金申請上の所有者としてみなしますので、固定資産税課税明細書（補助金申請者が相続人代表者として記載されたものに限る）が必要です。

固定資産税納税通知書に記載されている納税者が被相続人のまま変更されていない場合、または相続人代表者以外の法定相続人が補助金を申請する場合は、固定資産税課税明細書と補助金申請者が法定相続人であることを示す戸籍が必要になります。（補助金申請者と被相続人との続柄が確認できるもの）

⑵　売買に伴う所有権移転（所有者変更）登記がなされていない場合

登記事項証明書（建物）及び売買契約書（写）が必要になります。

2　除却に要する費用の見積書の写し

⑴　契約予定の建設業許可業者（土木一式、建築一式、解体）、または三重県解体工事業登録業者の見積書。下請け工事業者の見積書は無効です。

⑵　補助金の見積書は、**●補助金の対象となる工事費（対象工事費）**と、**▲対象とならない工事費（対象外工事費）**が明確に区分された見積書を提出してください。

※　対象工事費と対象外工事費が区分されていない合算された見積書を提出された場合、補助金交付額が正しく算定できないため、修正した見積書を再度提出していただく必要があります。

※　対象工事と対象外工事を合わせて一つの契約書で契約される場合は、●対象工事費と▲対象外工事費の両方の見積書を提出してください。

⑶　●対象工事費

対象住宅の解体費、処分費、仮設費、重機回送費、諸経費、消費税等

対象住宅の解体に要する分

⑷　▲対象外工事費（対象住宅以外のも）

ア　倉庫・車庫（敷地内にある別の建物）
イ　浄化槽
ウ　塀
エ　植栽等
オ　書類作成費
カ　対象とならないア～エ等の処分費
キ　対象とならない工事のための仮設費、重機回送費、諸経費、消費税等

必ず　**ご注意を**

⑸　見積りを工事業者へ依頼する際は、**木造住宅耐震判定書に記載されている面積**で作成してもらうように依頼してください。

木造住宅耐震判定書　内

1．建物概要
　⑴ 建物名称
　⑵ 所在地
　　⋮
　⑼ 面積・重量・平均床倍率

	1階	2階	合計
面積（㎡）	55.14	48.86	104.00
面積（坪）	16.68	14.78	31.46
重量（kN）	159.52	157.57	317.08
想定床倍率	0.5 以上 1.0 未満		

この面積、または坪数で見積りを取得してください

見積書参考例をご確認ください。

参考例

御　見　積　書

令和６年　３月１５日

補助金を申請する人（所有者）宛てになっていますか？

〇〇　〇〇　様

耐震診断報告書（判定書）に記載されている所在地と相違ありませんか？

工事件名　：〇〇邸解体工事
工事場所　：津市西丸之内〇〇－〇
工　　期　：令和６年６月１日から
　　令和６年７月１５日まで
有効期限　：６か月

補助金申請書提出時に有効期限が過ぎていませんか？

〒514-8611
三重県津市西丸之内２３－１
株式会社建築指導課建設
代表取締役　□□　□□
三重県知事（般-4）第44444号（建築一式）
電話　059-229-3187
FAX　059-229-3336
担当者　△△

・建設業許可
　建築一式、土木一式、解体
・三重県解体工事業登録

御見積金額(Ａ＋Ｂ)　＊,＊＊＊,＊＊＊　円（消費税含む）

一式で見積もられる場合は、備考欄等に判定書記載の床面積を記載してください。

あくまでも一例であり、見積りの適用等を指定しているものではありません。

耐震診断報告書（判定書）に記載されている床面積で見積りされていますか？

補助対象工事費に当たらない費用が含まれていませんか？

摘要	数量	単位	単価	金額	備考
Ａ．木造平屋住宅解体工事					
建物解体	＊＊.＊	㎡	＊,＊＊＊	＊＊＊,＊＊＊	
屋根瓦撤去	＊＊.＊	㎡	＊,＊＊＊	＊＊＊,＊＊＊	
内装材撤去	＊＊.＊	㎡	＊,＊＊＊	＊＊＊,＊＊＊	
基礎解体	＊＊.＊	㎡	＊,＊＊＊	＊＊＊,＊＊＊	
仮設工事費	1	式		＊＊,＊＊＊	
処分費	1	式		＊＊＊,＊＊＊	
重機回送費	1	式		＊＊,＊＊＊	
諸経費	1	式		＊＊,＊＊＊	
値引き				－＊＊,＊＊＊	
計				＊,＊＊＊,＊＊＊	
消費税	10	%		＊＊＊,＊＊＊	
合計(Ａ)				＊,＊＊＊,＊＊＊	
Ｂ．その他解体工事					
車庫・倉庫解体	＊＊.＊	㎡	＊,＊＊＊	＊＊＊,＊＊＊	
浄化槽撤去	1	式		＊＊＊,＊＊＊	
塀撤去	＊＊.＊	m	＊,＊＊＊	＊＊＊,＊＊＊	
庭木・庭石撤去	1	式		＊＊,＊＊＊	
仮設工事費	1	式		＊＊,＊＊＊	
処分費	1	式		＊＊＊,＊＊＊	
重機回送費	1	式		＊＊,＊＊＊	
諸経費（書類作成費含む）	1	式		＊＊,＊＊＊	
値引き				－＊＊,＊＊＊	
計				＊,＊＊＊,＊＊＊	
消費税	10	%		＊＊＊,＊＊＊	
合計(Ｂ)				＊,＊＊＊,＊＊＊	

補助対象工事

耐震診断を受診した木造住宅を除却するための費用のみ

補助対象外工事

参　考

～　補助金額の算定　～

補助対象工事費　×　23%　＝　＊,＊＊＊,＊＊＊円　×　23%
　　＝　300,000円（千円未満切捨て）（上限３０万円）

※補助対象工事費が1,304,500円を超える場合、補助金額は３０万円になります。

ご不明な点等がございましたら、どんなことでもお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先
建築指導課（本庁舎５階）
津市西丸之内 23-1
電話：０５９－２２９－３１８７
FAX：０５９－２２９－３３３６